資料５

# 高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会設置要領

平成19年６月　７日　19心福地第６３号
一部改正　平成20年４月30日　20心福地第２９号
一部改正　平成21年４月23日　21心福地第２２号
一部改正　平成22年５月27日　22心福地第４９号
一部改正　平成23年３月31日　22心福地第２９９号
一部改正　平成24年３月30日　23心福地第２５１号
一部改正　平成25年３月28日　24心福地第３７１号
一部改正　平成26年３月28日　25心福地第４０３号
一部改正　平成27年３月30日　26心福地第４４０号
一部改正　平成28年３月28日　27心福地第３７９号
一部改正　平成29年３月29日　28心福地第３８７号
一部改正　平成30年３月30日　29心福地第５４５号
一部改正　平成31年３月27日　30心福地第５９３号
一部改正　令和２年３月14日　31心福地第６７９号
一部改正　令和３年３月18日　２心福地第３９６号
一部改正　令和４年３月７日　３心福地第４０７号
一部改正　令和７年２月10日　６心福地第４９２号

（設　置）

第１　東京都における高次脳機能障害者に対する支援拠点機関として、区市町村や関係機関等との地域支援ネットワークの充実を図るため、東京都高次脳機能障害支援普及事業実施要綱第４の(1)のイの規定に基づき、高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会（以下「連携調整委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第２　連携調整委員会は、次に掲げる事項について協議する。

（１）支援拠点機関の事業について

①　地域ネットワーク構築

②　人材育成

③　普及啓発

（２）各関係機関・団体の取組状況の把握と連携方法の検討

（３）事業実施上の課題や問題点

（４）その他高次脳機能障害者の支援に関し必要な事項

（構　成）

第３　連携調整委員会は、東京都心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）所長が別に委嘱する委員をもって構成する。

（委員の任期）

第４　委嘱の日から１年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に委嘱の日が属する年度が終了したときは、任期を終了する。

（座長及び副座長）

第５　連携調整委員会に座長及び副座長を置く。

２　座長は委員の互選により、副座長は座長の指名により選任する。
３　座長は、連携調整委員会を代表し、会務を総理する。
４　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部　会）
第６　連携調整委員会には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。
２　部会は、連携調整委員会の委員のうちから座長が指名する委員及びセンター所長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。

（部会長）
第７　部会には、部会長を置く。
２　部会長は、委員の互選により定める。
３　部会長は、部会を総括する。

（招集等）
第８　連携調整委員会及び部会は、座長が招集する。
２　座長は、必要に応じて連携調整委員会及び部会に委員以外のものの出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

（会議の公開）
第９　会議並びに会議録及び会議に係る資料は、個人情報の保護等特に非公開とする必要がある場合を除き、公開する。

（庶　務）
第 10　連携調整委員会及び部会等の庶務は、センター及び福祉局障害者施策推進部において処理する。

（委員への謝礼の支払い）
第 11　第８に基づく連携調整委員会に出席した委員及び座長に求められて会議に出席した委員以外の者に対して謝礼を支払うこととする。
　なお、月の初日から末日までに開催した連携調整委員会への出席に対する謝礼の総額を翌月の末日までに支払うものとする。

（補　則）
第 12　この要領に定めるもののほか、連携調整委員会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附　則
１　この要領は、平成 19 年６月７日から施行し、平成 19 年４月１日から適用する。
２　この要領は、平成 20 年４月１日から施行する。
３　この要領は、平成 21 年４月１日から施行する。
４　この要領は、平成 22 年４月１日から施行する。
５　この要領は、平成 23 年４月１日から施行する。

6　この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

7　この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

8　この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

9　この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

10　この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

11　この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

12　この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

13　この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

14　この要領は、令和２年 4 月 1 日から施行する。

15　この要領は、令和３年４月１日から施行する。

16　この要領は、令和４年 4 月 1 日から施行する。

17　この要領は、令和７年２月１０日から施行し、令和５年７月１日から適用する。